

田舎暮らしモデル地域補助金のご案内

伊那市では、移住・定住を促進し地域の活性化を図るため、移住・定住対策に積極的に取り組んでいる地域を「伊那市田舎暮らしモデル地域」に指定しています。現在3地域を指定し、移住・定住に対して補助金などを交付しています。



〈田舎暮らしモデル地域〉 令和3年7月1日現在
○新山地区（新山定住促進協議会）
○長谷溝口区（溝口未来プロジェクト）
○伊那西地区（伊那西地区を考える会）

住宅の新築、改修、
空き家の購入に

最大 150万円補助

〈対象者〉 世帯主か配偶者が45才以下又は
中学生以下のお子さんのいる方
〈補助内容〉 事業経費の10分の2以内

出産祝い金を
第1子から支給

伊那市内全域に拡充

第1子 3万円 第2子 5万円

第3子 7万円 第4子 10万円

〈対象〉 出生時に住所があり、定住する
意思が認められる方

注意事項

- この伊那市田舎暮らしモデル地域事業補助金には、それぞれの支給要件（条件）があります。
- 指定期間内に申請がない場合は、対象となりませんので該当する方は忘れないうちに申請をお願いします。
- 詳しくは、別紙（裏面）をご覧ください、担当までお問い合わせください。
- 補助金の交付を受けた後、5年以内に対象地域から転出した場合には、補助金を返還いただくことになります。

移住 or Uターン後の
1年間定住で

1世帯最大 15万円助成

子ども1人につき2万円加算

〈対象〉 世帯主か配偶者が45才以下又は
中学生以下のお子さんがいる方
〈補助内容〉 1世帯15万円（Uターン世帯
10万円）
単身者7万円（Uターン5万円）

片道11キロ以上の通勤に

最大 6万円助成

〈対象者〉 45才以下で、年間を通じて月
の通勤日数が11日以上の方
〈補助内容〉 1月5,000円を限度

空き家の取壊しに

最大 10万円補助

〈補助内容〉 事業経費の10分の2以内

お問合せ先

伊那市 企画部 地域創造課

電話 0265-78-4111（内線2253）

FAX 0265-74-1250

Mail jkz@inacity.jp

種類	交付対象者（全てに該当する者に限る。）	対象事業及び交付額	申請期限等
住宅新築等補助金	(1)若者等又は若者等を配偶者に持つ者 (2)指定地域において住宅の新築又は増改築を行い、かつ、当該住宅に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)新築又は増改築を行う住宅の所有権を有すること。	指定地域の住宅の新築又は増改築のいずれかを行う事業に要する経費の10分の2以内(150万円を限度とする。)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後2年以内(真に事業を実施したことを確認することができる書類を要する。)
空き家取得等補助金	(1)若者等又は若者等を配偶者に持つ者 (2)指定地域の空き家の取得又は増改築を行った後、当該住宅に住所を有し、定住する意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)取得又は増改築を行う住宅の所有権を有すること。ただし、増改築の場合は、賃借権又は使用借権を有する者を含むものとする。	指定地域の空き家の取得又は増改築のいずれかを行う事業に要する経費の10分の2以内(150万円を限度とする。)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後2年以内(真に事業を実施したことを確認することができる書類を要する。)
廃屋取壊し事業	指定地域の廃屋の所有者	指定地域の廃屋を取り壊す事業に要する経費の10分の1以内(10万円を限度とする。)	事業着手前を基本とし、特別の事情があるときは、事業完了後1年以内(真に事業を実施したことを確認することができる書類を要する。)
定住助成金	(1)若者等又は45歳以下の者を含む世帯の代表者 (2)移住者又はUターンをした者が、指定地域に住所を有した後、1年を経過しており、定住する意思が認められること。 (3)自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。 (4)この助成金又は同種の助成金を受けていないこと。	(1)1世帯につき15万円(Uターン世帯にあつては、10万円) (2)中学生以下の子ども1人につき2万円を加算 (3)単身世帯又は単身者にあつては、7万円(Uターンをした単身世帯又は単身者にあつては、5万円)	対象資格取得後2年以内
通勤助成金	(1)指定地域に住所を有し、定住する意思が認められる若者等 (2)指定地域以外の事業所等に就職し、通勤距離が片道10キロメートルを超えていること。 (3)原則として4月から翌年3月までの1年を通じ、継続して通勤すること。 (4)1月当たりの通勤日数が11日以上。	片道10キロメートルを超える1キロメートル(1キロメートル未満の端数は、切り捨てる。)につき月額300円とし、1月につき5,000円を限度とする。	該当年度内
出産祝金	(1)子どもの出生時に伊那市内に住所を有し、定住する意思が認められること。	第1子3万円、第2子5万円、第3子7万円及び第4子以降1人につき10万円	対象資格取得後3か月以内

※指定地域とは、伊那市田舎暮らしモデル地域に指定を受けた区又は協議組織が設置されている区域

※若者等とは、15歳以上45歳以下の者

備考

1 交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 住宅新築等補助金、空き家取得等補助金(以下「住宅新築等補助金等」という。)その他同種の補助金について、既に交付を受けたことがある者が同一世帯にいるとき又は既に交付の対象となったことがある住宅を再び対象とするときは、住宅新築等補助金等の交付を受けることができない。ただし、既に交付を受けた額が交付限度額に達していないときは、その差額について交付を受けることができる。

3 住宅新築等補助金等の対象事業として住宅の新築、取得又は増改築を行う場合に他の補助金又は補償金等の交付を受けるときは、当該他の補助金又は補償金等の対象となった事業費の額を対象経費から控除するものとする。

※住宅新築等補助金等の交付を受けた場合に不動産取得税が減免される場合があります。

詳しくは南信県税事務所お問い合わせください。(電話 0265-76-6808)